

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から7年2月28日まで
取締役を務めていたA社における被保険者期間のうち、平成5年9月から7年1月までの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は47万円であったので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が取締役を務めるA社は、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年3月7日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初47万円と記録されていたものが、11万円に遡^{そきゅう}及して減額訂正処理されていることが確認できる。

なお、複数の従業員からの「申立人は、現場作業に従事しており、社会保険関係等の事務には携わっていなかった」旨の証言を踏まえると、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関して責任を負うべき立場にあったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
平成 5 年 1 月からの標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられているが、当時の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成 5 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年 11 月 9 日付けで、申立人のほか 1 名の役員の申立期間に係る標準報酬月額の記録が遡^{そきゅう}及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が当初 50 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

なお、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立人は当該遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた平成 5 年 11 月 9 日より前である同年 10 月 5 日に代表取締役を退任、同時に取締役を辞任しており、当該遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた時点において役員でなかったことが確認できる上、元従業員からの「申立人は営業の業務に従事しており、社会保険の手続には携わっていなかった」との証言を踏まえると、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成6年8月から同年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から7年1月31日まで
A社に勤務していたときの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は40万円から45万円ぐらいであったので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が取締役を務めていたA社は、平成7年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日より後である同年2月23日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初6年8月から同年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円と記録されていたものが、20万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

なお、当該事業所の解散時の清算人であった取締役からの「社会保険事務は自分が担当していたが、標準報酬月額の引下げについては自分も知らなかったので、現場を担当していた申立人も知らなかったと思う」との証言を踏まえると、申立人が当該遡及訂正処理そきゅうに関して責任を負うべき立場にあったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年8月から同年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年3月1日から56年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を53年3月1日、資格喪失日に係る記録を56年2月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を53年3月から同年9月までは10万4,000円、同年10月から56年1月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月12日から56年3月1日まで
A社に昭和52年4月12日から56年2月末までの期間勤めていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の記録によると、昭和53年3月1日に資格を取得し、56年1月31日に離職していることが確認できる上、申立人の上司及び同僚の証言等により、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と共に当該事業所の送迎バスで通勤し、同一業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、当時の上司は「すべての従業員が厚生年金保険に加入していたと思う」と証言している上、同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、申立期間当時、同事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

一方、申立期間のうち、雇用保険記録の確認できない昭和52年4月12日から53年3月1日までの期間及び56年2月1日から同年3月1日まで

の期間について、申立人の長女は「父は前職を退職後に公共職業安定所を通じて現職を紹介された」旨の証言をしていることから、申立人が前職の厚生年金保険の被保険者資格喪失と同時に当該事業所に転職した事情はうかがえず、このほか、同僚による申立人の同事業所における勤務開始日及び退職日の証言も得られないことから、申立人が、当該期間において、同事業所に勤務していたことを推認できない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月 1 日から 56 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所における同年代の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和 53 年 3 月から同年 9 月までは 10 万 4,000 円、同年 10 月から 56 年 1 月までは 11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後 4 度にわたる被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 3 月から 56 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から5年3月31日まで
A社に勤務していたときの被保険者期間のうち、平成4年7月から5年2月までの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は30万円であったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日より後である同年4月7日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初30万円と記録されていたものが、9万8,000円に遡^{そきゆう}及して減額訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日付けで行われた遡^{そきゆう}及訂正処理は事実^{じじつ}に即したものと^とは考え難く、申立人の標準報酬月額を4年7月1日にさかのぼって減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該訂正処理に係る標準報酬月額に有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで
昭和48年1月に結婚し、その後、国民年金の加入手続をした。年金手帳では同年4月に国民年金に加入したことになる。夫と一緒に国民年金保険料の納付を始めたのが49年4月からであり、申立期間は、隣組の集金で保険料を納付していたが、二人とも領収書などは無い。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を昭和49年4月から、その夫と一緒に隣組の集金により納付していたと主張しているところ、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄に「51. 9. 1」との日付印があることから、申立人の加入届出はこの日に行われたことが推認できる。一方、同市が保管するその夫の被保険者名簿の備考欄に「50. 3. 17 納付」との記載があることを踏まえると、申立人とその夫の保険料の納付時期が異なっていることが推認され、申立人の申述とは整合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年10月時点では、申立期間の保険料については、過年度保険料として扱われる期間であるところ、通常、納付組織では過年度保険料を取り扱うことはできないことから、申立人の申述とは整合しない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年3月までの期間及び51年1月から58年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から50年3月まで
② 昭和51年1月から58年6月まで

昭和51年に結婚したが、入籍せず住民票を実家に置いたまま、夫が亡くなる平成19年まで県外に住んでいたため、実家の母と姉が自分の国民年金保険料を納付していた。

母から「役場の職員に、『このまま未納が続くと、将来年金が受けられなくなる』と言われ、未納期間をさかのぼって二十数万円納付した」旨を電話で聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその母親がまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月にA区で払い出されており、同年4月から同年12月までの保険料が納付されているものの、申立人の記憶が曖昧であるため、具体的な加入手続及び保険料の納付状況等が不明である上、ほかに、申立期間①の保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、申立人の実家のあるB町（現在は、C市）で、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が昭和60年12月に払い出されており、この時点でさかのぼって納付できた58年7月から60年3月までの保険料について、すべて納付済みとなっていることから、申立人は、この納付の事実について、申立期間の保険料をすべて納付したものと認識している可能性も否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで
A社の事業主であったときの申立期間の報酬月額は、15 万円から 16 万円ぐらいであったが、平成 10 年 7 月 1 日から 11 年 4 月 1 日までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円に引き下げられているので、実際に支払われた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 11 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年 4 月 7 日付けで、申立人のほか同社の取締役の申立期間に係る標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が当初 16 万円と記録されていたものが、9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時、短期間の厚生年金保険料の滞納があり、自分が社会保険事務を担当していて、社会保険事務所の職員と相談したことがあった」と申述していることから、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該手続が行われていた事情はうかがえず、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該減額処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から同年 12 月 2 日まで
代表取締役として勤務した A 社における被保険者期間のうち、平成 8 年 7 月 1 日から同年 12 月 2 日までの標準報酬月額が、在職時の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は 40 万円であったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務める A 社は、平成 8 年 12 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の 9 年 1 月 14 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初 41 万円と記録されていたものが、19 万円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、書簡により申立人に申立内容を確認したところ、回答が無いため詳細な事情の収集はできないものの、申立人の被保険者資格喪失に伴う健康保険証の返納日が当該減額処理日である平成 9 年 1 月 14 日と同日であることを踏まえると、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該手続が行われていた事情はうかがえず、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該減額処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 21 日から 45 年 12 月 10 日まで
昭和 42 年ごろ、それまで勤務していた会社が倒産したので、知人の紹介でA社に元の妻と入社し、勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことについて、同社に申立期間当時の人事記録が保管されていないほか、複数の従業員のいずれから、申立人の元の妻が同社に勤務していたとの証言は得られたものの、申立人に関する証言は、「申立人は近くの協力会社の従業員であったと思う」や「勤務時間終了後に元の妻を申立人が迎えに来ることがあった」であり、申立人が同社の従業員であったことをうかがわせる証言は得られない。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は無いことから、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させた事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 5 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
A社に勤務していたが、申立期間の加入記録が無い。当時、軍需工場であり、空白の期間は絶対無いと思うので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは、同僚の証言及び申立人が保管する永年勤続の表彰状により認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 20 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 12 月 1 日から再度厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できるところ、このことについて、同事業所の閉鎖時の事業主及び後継会社の事業主は、関連資料が保管されていないことから不明としているが、申立人と同一業務に従事していたと認められる複数の同僚の記録も申立人と同様に、申立期間における加入記録が確認できない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 10 月 1 日から 7 年 3 月 31 日まで
② 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 3 月 1 日まで

代表取締役を務めるA社における被保険者期間のうち、平成 5 年 10 月から 7 年 2 月までの期間及び 9 年 11 月から 10 年 2 月までの期間に係る標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は 100 万円ぐらいであったので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①に係る申立人が代表取締役を務めるA社は、平成 7 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 4 月 18 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初 5 年 10 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 2 月までは 59 万円と記録されていたものが、5 年 10 月から 6 年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 7 年 2 月までは 9 万 2,000 円に^{そきゅう}遡及して減額訂正処理され、同様に申立人が代表取締役を務める申立期間②に係る同社は、9 年 8 月 1 日に再度厚生年金保険の適用事業所となり、10 年 3 月 1 日に適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 11 月 19 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初 59 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 円に^{そきゅう}遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立期間①について、申立人は「当時、滞納社会保険料の解消について、社会保険事務所の職員と相談した際、財産の差押えの話があった。標準報酬月額を引き下げる方法により、滞納額が減額されるとの指示を受けたので、差押えを回避するためにやむを得ず同意した」旨申

述している上、申立期間①当時、当該事業所において社会保険事務を行っていた事務員からの「減額訂正処理の届出は、社会保険事務所の指示で自分が作成し、社長の承認を得た上で提出した」との証言を踏まえると、申立人は同事業所の代表取締役として、申立期間①に係る自らの標準報酬月額減額処理に同意したものと認められる。

また、申立人は申立期間②について、「申立期間②当時も、社会保険料の滞納があった」と申述しており、申立期間①の状況を踏まえると、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに申立期間②に係る当該手続が行われていたとは考え難く、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、申立期間②に係る当該減額処理に関与していないとは認め難い。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間②に係る減額訂正処理に伴い、平成9年11月から特別支給の在職老齢厚生年金を受給していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、両申立期間に係る当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、両申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 1 日から 5 年 3 月 21 日まで
A社の事業主であったときの報酬月額は、80 万円ぐらいであったが、平成 2 年 5 月から 5 年 2 月までの標準報酬月額が 8 万円に引き下げられているので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役を務めていたA社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 53 万円と記録されていたものが、平成 2 年 5 月から 4 年 6 月までは同年 4 月 27 日付けで、同年 7 月から 5 年 2 月までは同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 3 月 21 日より後の同年 4 月 23 日付けで、それぞれ 8 万円に遡及して減額訂正されており、申立人のほか同社の従業員 5 名に係る標準報酬月額も同年 4 月 23 日付けで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったが、遅れていただけで未納は無い。社会保険事務所の職員に代表者印を渡したが、何の説明も無く、書類の中身も知らなかった。職員が勝手に書類に捺印した」と申述しているものの、元従業員からの「社長から標準報酬月額を表向きに引き下げるとの話いらしきものがあつたと記憶している」旨の証言に加えて、申立人のほか前述の 5 名の被保険者資格喪失に伴う健康保険証の返納日は当該減額処理日と同日であり、申立人の標準報酬月額の減額訂正が二度にわたり処理されていることを踏まえると、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該手続が行われた事情はうかがえず、代表取締役であった申立人が当該減額処理に関与していないとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する

責任を負っている代表取締役として、当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 13 年 8 月 21 日まで
A社の事業主であったときの報酬月額は 35 万円ぐらいであったが、平成 11 年 8 月から 13 年 7 月までの標準報酬月額が 15 万円に引き下げられているので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 13 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年 9 月 6 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初 11 年 8 月から同年 10 月までは 50 万円、同年 11 月から 13 年 7 月までは 30 万円と記録されていたものが、15 万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は「申立期間当時、厚生年金保険料等の滞納があった。社会保険事務所は標準報酬月額を減額することで、滞納保険料を清算させたのだと思う。標準報酬月額の減額訂正処理が行われたことは知っており、同意していた」と申述しており、申立人は当該事業所の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正処理に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
A社に平成 12 年 5 月から勤務をしたが、同年 7 月に社長の義弟が入社し、雇用保険と同時に厚生年金保険の加入手続をしてくれた。社会保険庁の記録では同年 11 月 1 日に加入したことになっているので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録が、平成 12 年 7 月 1 日から 13 年 3 月 31 日までの期間確認できることにより認められる。

しかしながら、当該事業所において社会保険の事務手続を行ったとする事業主の義弟は、雇用保険の手続について記憶は無いものの、「平成 12 年 6 月ごろの入社直後に、会社の厚生年金保険適用事業所の届出及び自身と事業主及びその妻の厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行い、申立人の被保険者資格取得の届出は、相当期間経過後に行った。届出が行われるまでは、厚生年金保険の保険料が控除されるはずはない」旨を証言しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、事業主の義弟、事業主及びその妻の被保険者資格取得日は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成 12 年 7 月 1 日と同日であるが、申立人の被保険者資格取得日は同年 11 月 1 日と記録されており、前述の証言と社会保険庁の記録が一致していることから、事業主が申立期間において申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことを推認することができない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月29日から7年1月1日まで
A社（現在は、B社）に平成6年12月の最終営業日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年12月29日となっている。この場合の資格喪失日は7年1月1日となることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、平成6年12月29日と記録されていたものが、同社からの記録訂正に係る届出に基づき、20年6月24日付けで7年1月1日に訂正されているものの、当該訂正届から2年以上前の時期である申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとされているところ、申立人は、申立期間である当該訂正期間についても、厚生年金保険の給付対象期間とするよう主張している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年12月19日法律第131号）に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた事実がある場合とされているところ、当該事業所の回答から、同事業所は申立期間においては年末年始の休業期間中であり、申立人が申立期間に勤務していた事情はうかがえないことに加え、申立人の雇用保険の離職日及び健康保険組合の被保険者資格喪失日は、当初、社会保険庁に記録されていた被保険者資格喪失日と一致している上、申立人は当該資格喪失に伴い平成6年12月29日付けでC健康保険組合の任意継続被保険者に加加入しており、当該健康保険組合は「通常、12月の最終営業日に資格喪失した方は、任意継続被保険者の手続は年明けとなり、その際には12

月分及び1月分の2か月分の保険料を納付することになる」との回答を踏まえると、申立人は同年12月を資格喪失月と認識していたことがうかがえ、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難い。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から29年10月まで
A社に昭和26年4月から29年10月まで勤務しており、親族の厚生年金保険の加入記録があるのに自分の記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、期間は特定できないものの、複数の同僚及び親族の証言から推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和25年ごろから同事業所に勤務していたとする申立人の妻の被保険者資格取得日は約4年後の29年4月1日と確認できるところ、申立人の妻のほかに同日に資格取得している4名の従業員のうち1名は、「自分を含めたこの4名は、いずれも学校を卒業と同時の昭和28年4月に採用されたが、1年間は社会保険に入れてもらえなかった」、また、31年から50年間にわたり同事業所において経理を担当した従業員は、「社会保険に加入させる時期は人によりそれぞれであったが、病気になった社員が健康保険を使えず困ったことがあり、その者を早く社会保険に加入させるよう事業主に頼んだことがある」と証言している。

また、当該事業所における申立期間当時の従業員数について、申立人は「入社時には40人から50人ぐらいの人が働いていた」と記憶しており、前述の申立人の妻と同日に資格取得した従業員は30人程度と記憶しているが、当該被保険者名簿によると、申立期間当時における被保険者数は10人程度であり、その被保険者数とそれぞれの記憶が乖離していることから、同事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。